

2012年10月18日 全5頁

国内のシステム上重要な銀行に係る枠組み

BCBSによるD-SIBフレームワーク（最終）：2016年から追加資本賦課

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2012年10月11日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み」（D-SIBフレームワーク）に係る最終報告書を公表している。
- D-SIBフレームワークは、BCBSが2011年11月4日に公表した、「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件に関する規則文書」（G-SIBフレームワーク）を補完するという位置づけがなされている。
- そのため、BCBSは、D-SIBフレームワークの適用開始時期を、G-SIBフレームワークと合わせて、2016年1月からとしている。
- D-SIBフレームワークの骨子は、「D-SIB特定メソッド」と「D-SIBに対する追加資本賦課（HLA）」の二つである。
- D-SIBに該当するか否かは、（a）規模、（b）相互関連性、（c）代替可能性、（d）複雑性の4つの指針に基づいて判断する。G-SIBフレームワークとは異なり、これらの指標に具体的なウェイトの数値は提示されておらず、各国当局の裁量に委ねられている。
- HLAへの算入が認められる金融商品は、G-SIBフレームワークと同様に、普通株式等Tier1（CET1）のみである。もっとも、HLAの数値は、G-SIBフレームワークのケース（CET1で1～2.5%追加）とは異なり、各国当局の裁量に委ねられている。
- 気になるのは、最初のD-SIBがいつごろに認定されるかである。D-SIBフレームワーク同様に2016年1月から適用が開始されるG-SIBフレームワークの場合、最初の（正式な）G-SIBは2014年11月に認定される予定となっている。これとの整合性を考えれば、最初のD-SIBが認定されるのも2014年11月であることが自然であろう。

[目次]

| | |
|---|---|
| ■ <u>1. はじめに</u> | 2 |
| ■ <u>2. D-SIB特定メソッド</u> | 2 |
| ■ <u>3. D-SIBに対する追加資本賦課 (HLA)</u> | 4 |
| ■ <u>4. おわりに</u> | 5 |

1. はじめに

2012年10月11日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み」（以下、「D-SIB¹フレームワーク」）に係る最終報告書を公表している²。

D-SIBフレームワークは、BCBSが2011年11月4日に公表した、「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件に関する規則文書」³（以下、「G-SIB⁴フレームワーク」）⁵を補完するという位置づけがなされている。

そのため、BCBSは、D-SIBフレームワークの適用開始時期を、G-SIBフレームワークと合わせて、2016年1月からとしている。

D-SIBフレームワークの骨子は、「D-SIB特定メソッド」（原則1～7）と「D-SIBに対する追加資本賦課（HLA: Higher Loss Absorbency）」の二つである。

本稿では、D-SIBフレームワークの概要を簡潔に紹介するものとする。

2. D-SIB 特定メソッド

(1) 原則1：特定メソッドの開発

各国当局は、D-SIB特定メソッドを開発しなければならない。

(2) 原則2：「破綻インパクト」の反映

D-SIB特定メソッドの開発にあたっては、（G-SIBフレームワーク同様、）「破綻リスク」ではなく、「破綻インパクト」を反映しなければならない。

すなわち、コンセプトとしては、デフォルト確率（PD: Probability of Default）の概念で

¹ “Domestic Systemically Important Banks” の略語

² BCBSウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p121011.htm>)

³ BCBSウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p111104.htm>)

⁴ “Global Systemically Important Banks” の略語

⁵ G-SIBs フレームワークの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

はなく、デフォルト時損失率（LGD: Loss Given Default）の概念を考慮しなければならないということである。

(3) 原則 3： 自国経済への影響を勘案

D-SIB 特定メソッドの開発にあたって考慮すべき「破綻インパクト」は、自国経済に対する影響を勘案したものでなければならない。

(4) 原則 4： ホーム国は連結ベース、ホスト国は自国子会社（サブ連結）ベース

D-SIB に該当するか否かの判断は、ホールディングス・カンパニーや連結親会社のホーム国であれば連結ベースで、その海外子会社のホスト国であれば自国子会社（およびそのサブ連結）ベースでなされなければならない。

英国の例を紹介すると、サンタンデール銀行（スペイン）の英国子会社であるサンタンデールUKは、リテール当座預金について、（パークレイズと並んで）英国内第 4 位（13%）のシェアを有している（2010 年時点）⁶。ホスト国である英国は、（サンタンデール銀行の自国子会社である）サンタンデールUKがD-SIBに該当するか否かを判断しなければならない。

(5) 原則 5： 4 つの指針

D-SIB に判断するか否か、すなわちその破綻インパクトが自国経済にとってシステム上重要であるか否かを判断するにあたっては、次の 4 つの指針に基づかなければならない。

- a. 規模（size）
- b. 相互関連性（interconnectedness）
- c. 代替可能性（substitutability）
- d. 複雑性（complexity）

G-SIB フレームワークと異なり、これらの指標に具体的なウェイトの数値は提示されておらず、各国当局の裁量に委ねられている。

なお、各国当局は、自国経済の特有の要素をも考慮することが認められる。そのサンプルとしては、「GDPに占める規模の割合」（the size of a bank relative to domestic GDP）⁷が挙

⁶ Independent Commission on Banking “Interim Report – Consultation on Reform Options” [2011 年 4 月] 参照

⁷ バーゼルⅢにおけるカウンターシクリカル・バッファの決定にあたっては、融資残高を GDP で割った「credit/GDP 比率」が有力な指標として挙げられているが、D-SIBs フレームワークではそこまで踏み込んだ提案はされておらず、単に「GDP に占める規模の割合」と記載されるにとどまっている。

げられている。

(6) 原則 6 : D-SIB リストの定期的なアップデート

各国当局は、そのシステム上の重要性の推移にかんがみ、D-SIB のリストを定期的にアップデートしなければならない。

アップデートの頻度は、G-SIB フレームワークのそれ（1 年ごと）よりも著しく低い（著しく間隔の長い）ものであってはならない。

(7) 原則 7 : D-SIB 特定メソッドの開示

各国当局は、D-SIB 特定メソッドの概要を公に開示しなければならない。

3. D-SIB に対する追加資本賦課（HLA）

(1) 原則 8 : HLA メソッドの文書化

各国当局は、HLA を算出するためのメソッドを文書化しなければならない。

HLA は数値によって指定される。

この数値は、G-SIB フレームワークのケース（普通株式等 Tier1（CET1）を 1~2.5%追加）とは異なり、各国当局の裁量に委ねられている。

(2) 原則 9 : システミック・リスクに応じた HLA

HLA の数値は、D-SIB が自国経済に対して有するシステミック・リスクの大きさに応じて決定されなければならない。

(3) 原則 10 : より高い HLA の適用

D-SIB が G-SIB にも該当する場合、HLA は、（合計ではなく、）G-SIB フレームワークと D-SIB フレームワークのいずれか高いほうを適用する。

わが国の例でいうと、暫定的に G-SIB に認定されている三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループの 3 行は、間違いなく D-SIB にも認定されるだろう。この 3 行に対する HLA は、G-SIB フレームワーク（CET1 を 1~2.5%追加）と D-SIB フレームワーク（各国当局による裁量）のいずれか高いほうに適用されることとなる。

(4) 原則 11 : クロスボーダーの協議

自国（ホーム国）の銀行の子会社が他国（ホスト国）で D-SIB に認定された場合、ホーム国とホスト国は、適切な HLA の決定に向けて協議をしなければならない。

(5) 原則 12 : HLA=CET1 のみ

HLA への算入が認められる金融商品は、G-SIB フレームワーク同様に、CET1 のみである。その位置づけもまた G-SIB フレームワーク同様であり、資本保全バッファの拡張である。

したがって、コンティンジェント・キャピタル（CoCos 等）の発行による資本調達には HLA には算入されない。

4. おわりに

以上が、D-SIB フレームワークの概要である。

気になるのは、最初の D-SIB がいつごろに認定されるかである。

D-SIB フレームワーク同様に 2016 年 1 月から適用が開始される G-SIB フレームワークの場合、最初の（正式な）G-SIB は 2014 年 11 月に認定される予定となっている。これとの整合性を考えれば、最初の D-SIB が認定されるのも 2014 年 11 月であることが自然であろう。

各国当局における法制化プロセスは、2014 年 11 月の最初のリスト認定に間に合うよう、遅くとも 2014 年上半期までに完了される必要があるだろう。

以上